

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条及び同法施行規則第3条の規定に基づき、県内における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について公表します。

1 相談・通報対応件数 18件

2 相談・通報者内訳

本人による届出	家族・親族	相談支援専門員等	施設・事業所職員	施設・事業所元職員	合計
5件	7件	2件	3件	1件	18件
27.8%	38.9%	11.1%	16.7%	5.5%	100%

3 虐待の事実が認められた事例件数 3件

① 施設・事業所の種別内訳

共同生活介護 1件、就労継続支援A型 1件、生活介護 1件

② 虐待の種別・類型内訳（1件につき複数の虐待有）

身体的虐待 1件、性的虐待 1件、心理的虐待 2件

4 被虐待障害者の状況

① 被虐待障害者性別及び年齢

被虐待障害者の性別（1件につき複数の障害者有） 男性4人、女性1人

被虐待者の年齢内訳

20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
1人	1人	2人	1人

② 被虐待障害者の障害種別（複数障害有）

知的障害 4人、身体・知的障害 1人

③ 被虐待者の障害程度区分

区分2	区分3	区分4
2人	2人	1人

※「障害程度区分」は平成26年4月以降「障害支援区分」に名称・定義変更。

※障害支援区分の定義：障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

5 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

① 虐待者の性別（1件につき複数の虐待者有）

男性 3人、女性 1人

② 障害者福祉施設従事者等の職種（1件につき複数の虐待者有）

生活支援員 3人、職業指導員 1人

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置

虐待があった障害者福祉施設への実施指導及び虐待があった障害者福祉施設からの虐待防止に関して講じた改善対応文書の徴収

(参考資料)

障害者虐待防止法第20条(公表)

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

障害者虐待防止法施行規則第3条（厚生労働省令で定める事項）

- ① 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

お問い合わせ先

山梨県福祉保健部 障害福祉課 地域生活支援担当

TEL 055-223-1461

FAX 055-223-1464